⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

評価項目㋐から㋓のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不可がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐から㋓の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㋐　施工体制・手法
㋑　特別な施工計画
㋒　特別な安全対策
㋓　環境保全

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法

(a)　工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）

※「品質管理」には出来形管理を含むものとする。
※コンクリート配合の変更又は添加材の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は採用しない。
※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は採用しない。
※技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。

3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋑　特別な施工計画

(b)　トンネル掘削支保パターン及び補助工法の判断のための観測手法とその効果的な活用方法

※トンネル掘削時の切羽前方の湧水状況を確認するための探査ボーリングの追加に関する技術提案は採用しない。
※支保パターン及び補助工法の自体の提案については採用しない。
※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は採用しない。
※技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。

3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋒　特別な安全対策

(c)　一般道におけるずり運搬時の交通安全対策とその効果

※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は採用しない。
※技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。

3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋓　環境保全

(d)　周辺環境への配慮すべき対策（騒音・水質汚濁等）とその効果

※トンネル坑口部の防音扉やトンネル坑口付近の遮音機能を持つ構造物の技術提案は採用しない。
※濁水処理設備についての技術提案は採用しない。
※技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。

3⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸　技術提案の評価指標　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

⑥　不可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑹　技術評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価指標に基づき判定した下記の項目別配点で評価し、付与（判定方式）する。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法

(a)　工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（40点）優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不可（不適格）

㋑　特別な施工計画

(b)　トンネル掘削支保パターン及び補助工法の判断のための観測手法とその効果的な活用方法

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

㋒　特別な安全対策

(c)　一般道におけるずり運搬時の交通安全対策とその効果

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

㋓　環境保全

(d)　周辺環境への配慮すべき対策（騒音・水質汚濁等）とその効果

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、次のとおりとする。

①　技術評価点　標準案による満点100点とし、3⑹による。

②　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)(Ｓ≦Ｐ≦1.2Ｌ)

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約目安価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点　技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5